

平取町住宅リフォーム促進助成事業

助成目的

町民が安心して快適に暮らす住環境の整備を促進し、定住の促進および環境負荷の低減ならびに地域経済の活性化を図るため、住宅の安全性・耐久性および居住性の向上のための改修工事にかかる費用の一部を助成する事業です。

助成対象者

- (1) 平取町に住所を有する者(住民基本台帳に基づく住民票に記載されている者または外国人登録法に基づく外国人登録原票に登録されている者)
- (2) 改修工事を行う住宅に現に居住している者であって、かつ当該住宅の所有者である者
- (3) 改修工事を行う住宅の所有者および同一世帯に属する者全員が町税等を滞納していないこと

助成対象住宅・工事

- (1) 対象となる住宅は、町内に存すること
- (2) 改修工事に要する費用が30万円以上であること
- (3) 町内業者が自ら行う改修工事であること



助成対象外経費

- (1) 平取町浄化槽設置整備事業補助金交付要綱に基づく補助金の交付対象となる経費の額
- (2) 平取町日常生活用具給付等事業実施要綱に基づく住宅改修費の給付対象となる費用の額
- (3) 介護保険法に基づく居宅会議住宅改修費または介護予防住宅改修費の至急対象となる費用の額
- (4) 平取町アイヌ住宅改良等資金貸付金条例に基づく資金の貸付対象となる費用の額
- (5) カラマツ材利用促進事業補助金交付要綱に基づく住宅建設費の補助金対象となる費用の額
- (6) 国、北海道または平取町ならびにその他公的団体等から交付金等の交付対象となる費用の額

助成額

改修工事に要する費用の2分の1以内の額 上限額 30万円

申請手順 黒：申請者 赤：町

交付申請書提出(第1号様式) → 応募多数の場合は、抽選し交付決定(交付決定通知または不交付決定通知)
→ 交付決定通知が届いた者：工事着工 → 工事完了届提出※1 → 工事完了検査
→ 助成額決定(確定通知) → 交付請求書提出(第8号様式) → 助成金支払い ※1：完成後14日以内に提出

申請書類

- (1) 交付申請書(第1号様式)
- (2) 申請者及び同一世帯に属する者の住民票謄本又は外国人登録原票記載事項証明書
- (3) 建物所有者を明らかにできるいずれかの書類
 - a. 固定資産税の該当物件の評価証明書(共有者がいる場合、共有者の氏名が記載されているもの)
 - b. 建物に関する登記事項証明書
 - c. 売買契約書の写し
- (4) 所有者が当該住宅の権利者が認めた申請者である場合、改修工事施行等同意書(第2号様式)
- (5) 町税等の滞納に関する事項および助成対象外経費に関する事項についての調査同意書(第3号様式)
- (6) 工事見積書の写し(助成対象工事とほかの工事が分離しているもの)
- (7) 工事箇所の図面および写真(施行前の現況がわかるもの)

助成内容の変更

- (1) 交付内容の変更等をするとき、変更届(第5号様式)にその内容が確認できる書類を添えて町長に提出する
※ 助成対象工事費の20%以内の軽微な変更の時は、この限りではない。この場合、完了時にその内容が確認できる書類等を添付すること
- (2) 町長が審査し、交付決定者に審査結果報告をする

助成金の返還

- (1) 交付者が助成金の交付条件に違反した場合等、助成金の交付を行うことが不適切と認められた時、当該助成金の交付を取消し、すでに交付した助成金の全部もしくは一部を返還する
- (2) 町は助成金の交付を取消したとき、交付決定取消通知書(第9号様式)により交付決定者に通知する
- (3) すでに助成金を交付しているときは、返還命令書(第10号様式)により返還を命ずる
- (4) 助成金の返還命令の通知を受けた者は、通知を受理した日から **90日以内**に助成金を返還すること

区分別改修工事の内容

区分	改修工事の内容(暖房機器類の備品を除く)
増築	(1) 既存の住宅部分が無い場所に新たに住宅部分を建築する工事 (2) 既存の住宅部分以外の部分を住宅部分に変更することにより、住宅部分の面積が増加する工事
改築	(1) 既存の住宅部分の一部を取り壊し、その場所に住宅部分を改めて建築する工事
修繕	(1) 住宅の耐久性を高めるための工事 a. 基礎、土台、外壁、柱、ひさし、屋根、とい、床、内壁、天井等の修繕工事 b. 塗装工事 c. 建物のかさ上げ工事または防災上必要な工事 d. そのほか耐久性を高めるために必要な工事 (2) 住宅の安全または防災上必要な工事 a. 基礎もしくは土台の敷工事または補強工事 b. 柱、はり等について有効な補強を行う工事 c. 筋かい、火打等による補強工事 d. 外壁を防火構造等とする防火性能を高める工事 e. 屋根を不燃材料でふき替える等の工事 f. 避難設備、防火設備および換気設備の工事 g. そのほか耐震性能向上、安全上または防災上必要な工事 (3) 住宅の居住性を良好にするための工事または住宅の衛生上必要な工事 a. 間取りの変更等模様替えを行う工事 b. 開口部等を設ける工事 c. 台所、浴室または便所を改良する工事 d. 建具の取替え等工事 e. 壁紙の張替え工事 f. 断熱構造化工事および遮音工事 g. スロープ、手摺りの設置、滑りづらい床材への変更、建具の改修または段差を解消するなどバリアフリー化のための工事 h. そのほか住宅の居住性を良好にするため、または住宅の衛生上必要な工事 (4) 環境負荷軽減に資する工事 a. 高断熱化工事および高气密化工事 b. 太陽光パネル設置等による二酸化炭素排出量の低減に必要な工事 c. そのほか環境負荷軽減に資する工事



申請書等提出先・問い合わせ先

平取町役場 建設水道課 建築係

〒055-0192 沙流郡平取町本町 28

電話：01457-2-2226(直通)

FAX：01457-2-3988